

## 笛吹荘短期入所生活介護事業所 利用料

(令和 4 年 10 月 1 日改定)

### 1. 基本利用料

#### (1) 介護サービス利用料 (法定金額)・・・併設型短期入所生活介護 (I) (II)

	居室区分	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度別 サービス利用料金 (1日当たり)	個室・ 多床室	1割	596円	665円	737円	806円	874円
		2割	1,192円	1,330円	1,474円	1,612円	1,748円
		3割	1,788円	1,995円	2,211円	2,418円	2,622円

- 注) 1 一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。(3)の加算費用についても同様です。以降の表示金額に記載のない場合は1割負担の金額です。
- 2 個室は介護保険法で定められた従来型個室です。
- 3 おむつ代・洗濯代は含まれます。ただし、セーター等通常の洗濯が困難な衣類については外部委託のクリーニングとなり別途クリーニング代が必要になります。
- 4 連続して30日を超えて利用する場合、31日目以降は1日当たり30円が減額されます。

#### (2) 滞在費・食費 (法定金額)

(単位：一日当たり)

利用者の所得段階	滞在費		食費
	個室	多床室	個室・多床室
利用者負担第一段階	320円 (減免額)	0円 (減免額)	300円 (減免額)
利用者負担第二段階	420円 (減免額)	370円 (減免額)	600円 (減免額)
利用者負担第三段階①	820円 (減免額)		1,000円 (減免額)
利用者負担第三段階②			1,300円 (減免額)
利用者負担第四段階	1,171円 (基準額)	855円 (基準額)	1,445円 (基準額)

- 注) 5 利用者の所得段階に応じた減免制度の適用を受けるためには、利用者 (又はご家族) の申請に基づく市町村の認定が必要です。

利用者の所得段階	減免の基準等	
利用者負担第一段階	生活保護受給者	
	世帯全員が 市町村民税 非課税者	高齢福祉年金受給者
課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下の方		
年金収入等80万超120万以下		
年金収入等120万超		
利用者負担第四段階	上記以外の方	

\*年金収入等：公的年金等収入金額 (非課税年金を含む) + その他の合計所得金額。

- 6 食費の内訳は次の通りです。1日当たりの食費の合計金額が利用者の所得段階に応じた食費の負担限度額を超えた分について減免が適用されます。

朝食	昼食	夕食	1日の食費
382円	558円	505円	1,445円

外出等ご本人またはご家族の事情により食事をキャンセルする場合は、食事時間の2時間30分以上前にご連絡をお願いいたします。急なキャンセルの場合、食事を取らなくても食費をご請求させていただく場合があります。また、帰宅時間の変更等により食事を追加する場合も2時間30分以上前にご連絡をお願いいたします。食事時間直前での食事の追加には対応できない場合もあります。

また、急な受診や受診後そのまま入院した時など、食事のキャンセル時間を過ぎてしまった場合には、食費をご請求させていただく場合があります。

- 7 感染症や治療上の必要など、医師の指示に基づき一定期間（30日以内）個室を利用する場合は、多床室の料金となります。一定期間を超えて引き続き個室を利用する場合は、原則として個室の料金となります。
- 8 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である場合に、医師の指示に基づき個室を利用する場合は多床室の料金となります。

(3) 加算費用（法定費用）

（単位：1日当たり）

①サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1割	18円	介護福祉士の資格を有する職員を一定数以上配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	36円	
	3割	54円	
②夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1割	13円	夜勤（夕食～深夜～朝食）の時間帯に、介護保険で定める基準人員よりも、介護・看護職員を手厚く配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	26円	
	3割	39円	
③機能訓練体制加算	1割	12円	専任の機能訓練指導員を配置し、機能回復訓練を実施していることによりご負担いただくものです。
	2割	24円	
	3割	36円	
④看護体制加算（Ⅳ）イ	1割	23円	看護職員を基準以上に配置していること、介護度の重度化に対応していることによりご負担いただくものです。
	2割	46円	
	3割	69円	
⑤介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		8.3%	法律に基づき、（Ⅰ）介護サービス利用料と（Ⅲ）加算費用の合計金額の8.3%に相当する金額をご負担していただくものです。（1割2割3割負担とも同率）
⑥介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		2.7%	法律に基づき、（Ⅰ）介護サービス利用料と（Ⅲ）加算費用の合計金額の2.7%に相当する金額をご負担していただくものです。（1割2割3割負担とも同率）
⑦介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%	法律に基づき、（Ⅰ）介護サービス利用料と（Ⅲ）加算費用の合計金額の1.6%に相当する金額をご負担していただくものです。（1割2割3割負担とも同率）

- 注) 9 介護保険法に定められた療養食を提供した場合は、1食につき8円が加算されます(療養食加算)。
- 10 医師が、認知症の症状により在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を受ける必要があると判断された方が、当事業所を利用した場合は、利用開始日から7日を限度として1日につき200円が加算されます。(認知症利用者緊急受入加算)
- 11 介護保険法で定められた若年性認知症利用者に該当する場合は、1日につき120円が加算されます。(若年性認知症利用者受入加算)
- 12 一定の医療的関わりが必要な方であって、緊急時の医療提供の方針について予め取り決めを行い、看護職員による定期的な巡視を行っている等の場合に、医療連携加算として1日につき58円が加算されます。

(4) 送迎費 (法定金額)

送迎費 (片道1回当たり)	1割	184円
	2割	368円
	3割	552円

- 注) 13 送迎は、原則としてAM10:00~PM3:00の間で月曜日から土曜日にご利用いただけます。(他の利用者の送迎や車両都合によりご希望に添えない場合もあります。) 通常の送迎実施地域を越える地域への送迎には、送迎費に通常の送迎実施地域を越えた地点から片道1km当たり50円の加算となります。
- <通常の送迎実施地域> 山梨市全域 甲州市全域 笛吹市東部地域(石和町、春日居町) 甲府市東部地域(川田町、桜井町、和戸町、横根町、向町、酒折町、国玉町、上阿原町)
- 14 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料の額(上記(1)~(4))は変更されます。

2. 利用者の希望によるサービスの利用料

区 分		利用料	単位	備 考
日常生活費	日用品費	実費	—	洗面・整容・口腔ケア・スキンケア・トイレ関連等の日用品の費用が該当します。
	教養娯楽費	実費	—	利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費等が該当します。
日常生活品の購入代行サービス		520円	1回	対象地域は山梨市内及び甲州市塩山地域内とします。
金銭管理出納サービス		不要		
特別な食事の提供費		実費	—	行事や催し等に合わせて特別なお食事を提供した場合等にご負担いただく場合があります。
理美容代		実費	—	毎月3回、理美容師の出張サービスがあります。

【参考：1日当たりの利用料計算例】

前記1. 基本利用料(1)～(3)と日常生活費（日用品費＋教養娯楽費＝100円と仮定した場合）の合計金額 \*0.1%上乗せ含まず (単位：円)

利用者の所得段階	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用者負担 第一段階	個室	<u>1,471円</u>	<u>1,550円</u>	<u>1,631円</u>	<u>1,708円</u>	<u>1,785円</u>	
	多床室	<u>1,151円</u>	<u>1,230円</u>	<u>1,311円</u>	<u>1,388円</u>	<u>1,465円</u>	
利用者負担 第二段階	個室	<u>1,871円</u>	<u>1,950円</u>	<u>2,031円</u>	<u>2,108円</u>	<u>2,185円</u>	
	多床室	<u>1,821円</u>	<u>1,900円</u>	<u>1,981円</u>	<u>2,058円</u>	<u>2,135円</u>	
利用者負担 第三段階①	個室	<u>2,671円</u>	<u>2,750円</u>	<u>2,831円</u>	<u>2,908円</u>	<u>2,985円</u>	
	多床室	<u>2,221円</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,381円</u>	<u>2,458円</u>	<u>2,535円</u>	
利用者負担 第三段階②	個室	<u>2,971円</u>	<u>3,050円</u>	<u>3,131円</u>	<u>3,208円</u>	<u>3,285円</u>	
	多床室	<u>2,521円</u>	<u>2,600円</u>	<u>2,681円</u>	<u>2,758円</u>	<u>2,835円</u>	
利用者負担 第四段階	1割	個室	<u>3,467円</u>	<u>3,546円</u>	<u>3,627円</u>	<u>3,704円</u>	<u>3,781円</u>
		多床室	<u>3,151円</u>	<u>3,230円</u>	<u>3,311円</u>	<u>3,388円</u>	<u>3,465円</u>
	2割	個室	<u>4,213円</u>	<u>4,371円</u>	<u>4,533円</u>	<u>4,687円</u>	<u>4,841円</u>
		多床室	<u>3,897円</u>	<u>4,055円</u>	<u>4,217円</u>	<u>4,371円</u>	<u>4,525円</u>
	3割	個室	<u>4,959円</u>	<u>5,196円</u>	<u>5,439円</u>	<u>5,670円</u>	<u>5,901円</u>
		多床室	<u>4,643円</u>	<u>4,880円</u>	<u>5,123円</u>	<u>5,354円</u>	<u>5,585円</u>

注) 15 利用者及びご家族の収入・資産等により市町村から社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けた場合は利用料の一部が軽減されます。

16 1月間に支払った介護サービス利用料（前記1の(1)）と食費に関する加算（前記1の(3)）との合計金額（他事業所含む）が、利用者の所得段階に応じて定められた一定の上限額を超えた場合は、利用者（又はご家族）の申請により、一定の上限額を超えた額が市町村から高額介護サービス費として払い戻されます。

※高額介護サービス費の申請の際、利用料領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。

利用者の所得段階	上限額
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万（年収約770万）未満	44,000円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

3. 利用者の自由な選択による費用

例えば、次のような費用は、サービス提供とは関係ない費用として実費相当額をご負担いただきます。

①個人用の日用品で、個人の嗜好に基づくものの費用（例えば、お酒等）

※ お煙草につきましては、施設内は原則禁煙となっております。（令和2年4月か

らは敷地内完全禁煙)

②個人専用の電気製品の電気代

③個人の希望で購入する、個人専用の新聞、雑誌等の代金

④施設が実施する行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を越えるものの費用。(例えば、希望者を募り実施する旅行等)

#### 4. キャンセル料

ご利用開始前に、利用者のご都合でサービスを中止する場合、次のキャンセル料をご負担いただく場合がございます。

区 分	キャンセル料
①利用開始日の前々日の午後5時までに連絡を頂いた場合	無料
②利用開始日の前日の午後5時までに連絡を頂いた場合	1日当たりの基本料金の50%
③当日の午前8時までに連絡を頂いた場合	1日当たりの基本料金の80%
④連絡がなくサービスを中止した場合	1日当たりの基本料金全額